

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県デジタルアーカイブ推進事業映像記録作成業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課

電話 026（235）7072

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月24日（火）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報統計課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県県税徴収金収納事務業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

収納事務に係る取扱手数料1件当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有す

<p>る者であること。</p> <p>3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県総務部税務課 電話 026 (235) 7046</p> <p>4 入札手続等</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成21年3月12日(木) 午後2時 イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室</p> <p>(3) 郵便入札の可否 郵便による入札は、受け付けません。</p> <p>(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月9日までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。</p> <p>(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項</p>	<p>各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。</p> <p>(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。</p>
--	---

税務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
別表1のとおり
- (2) 役務の内容
河川・湖沼における採水、水質測定及び保健福祉事務所への検体搬入
- (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所
別表1のとおり
- (5) 入札方法

調達をする役務ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が調達役務ごとに別表1の等級区分に示す等級に格付されている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 濃度（水）に関する計量証明事業者であり、かつ、環境計量士並びに採水業務経験3年以上の者及び各測定項目に関する測定経験が3年以上の者を有する事業所で水質測定を行える者であること。

(5) 水質測定を行う計量証明事業所が県内にあり、かつ、平成21年度公共用水域水質常時監視業務処理要領（以下「処理要領」という。）に基づき、採水当日の午後5時までに水質測定に着手できる者であること。

3 入札説明書、処理要領の交付場所及び契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話 026 (235) 7162

(2) 別表1の県庁以外の入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先に示す場所

4 入札説明会

別表2のとおり開催します。なお、この説明会に参加しない者も入札に参加できますが、この入札に関するすべての事項を承諾した上で入札に参加しているものとみなします。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

別表1のとおり

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

6 入札に当たっての留意事項

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成21年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び処理要領によります。

(別表1)

調達をする役務	履行場所	等級区分	県庁以外の入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先	入札及び開札の日時	入札及び開札の場所
公共用水域水質常時監視業務（佐久地区）	佐久地方事務所管内の河川・湖沼6地点	C以上	佐久市跡部65-1 長野県佐久地方事務所環境課 電話 0267 (63) 3166	平成21年3月27日（金）午前10時	長野市中御所岡田98-1 長野県長野保健所 301会議室
公共用水域水質常時監視業務（上小地区）	上小地方事務所管内の河川6地点	C以上	上田市材木町1-2-6 長野県上小地方事務所環境課 電話 0268 (25) 7134	平成21年3月27日（金）午前10時20分	
公共用水域水質常時監視業務（諏訪地区）	諏訪地方事務所管内の河川・湖沼9地点	B以上	諏訪市上川1丁目1644の10 長野県諏訪地方事務所環境課 電話 0266 (57) 2952	平成21年3月27日（金）午後2時30分	伊那市荒井3497 長野県伊那合同庁舎 501会議室
公共用水域水質常時監視業務（下伊那地区）	下伊那地方事務所管内の河川7地点	B以上	飯田市追手町2丁目678 長野県下伊那地方事務所環境課 電話 0265 (53) 0434	平成21年3月27日（金）午後2時50分	
公共用水域水質常時監視業務（北信地区）	北信地方事務所管内の河川2地点	C以上	中野市大字壁田955 長野県北信地方事務所環境課 電話 0269 (23) 0202	平成21年3月27日（金）午前10時40分	長野市中御所岡田98-1 長野県長野保健所 301会議室

(別表2)

入札説明会の日時	入札説明会の場所	入札説明の対象業務地区
平成21年3月9日(月) 午前10時30分から12時	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁議会増築棟403会議室	全地区
平成21年3月12日(木) 午前10時30分から11時30分	上田市材木町1-2-6 長野県上田合同庁舎401会議室	佐久、上小及び北信地区
平成21年3月13日(金) 午後1時30分から2時30分	伊那市荒井3497 長野県伊那合同庁舎503会議室	諏訪及び下伊那地区

水大気環境課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井1換地区
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、
平成21年2月23日行いました。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井2換地区
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、
平成21年2月23日行いました。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井3換地区
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、
平成21年2月23日行いました。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井4換地区
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、
平成21年2月23日行いました。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

御牧ヶ原台地土地改良区の役員について、次のように就
退任の届出がありました。

平成21年3月2日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

理 事**新 任**

氏 名	住 所
柴平金重	佐久市望月268番地1
塩入敏男	佐久市印内564番地42
土屋徳藏	佐久市布施8番地11
小林敏一	東御市御牧原340番地2
清水 勉	東御市御牧原4708番地
小宮山充伸	東御市下之城475番地
渡辺幹夫	東御市下之城677番地
吉池隆雄	東御市御牧原4399番地
伊藤栄	小諸市大字山浦5389番地
沓掛正幸	佐久市桑山1125番地

重 任

氏 名	住 所
小松宗和	東御市下之城87番地
直井太郎	東御市大日向676番地
山浦俊寿	小諸市大字山浦575番地

退 任

氏 名	住 所
小林義徳	東御市御牧原732番地
小林宣夫	東御市御牧原1016番地
閑義巳	東御市下之城150番地
渡辺寿雄	東御市下之城640番地3
大塚計一	東御市下之城795番地
松田千里	小諸市大字大久保2426番地210
加藤啓一	佐久市印内187番地4
笠井喜七	佐久市布施8番地231
塩入武彦	佐久市印内564番地43
篠原永雄	佐久市八幡1093番地2

監 事**新 任**

氏 名	住 所
山岸一郎	東御市常田126番地6

渡辺近良 東御市下之城136番地8

依田拓夫 小諸市甲64番地12

退任

氏名 住所

寺尾波雄 佐久市蓬田96番地2

高橋信好 佐久市望月1455番地3

井出進一 東御市下之城262番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県南佐久建設事務所長 田中穂積

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県南佐久建設事務所庁舎清掃業務

(2) 役務の特質

長野県南佐久建設事務所庁舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月23日（月）午後2時

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月10日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県南佐久建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県南佐久建設事務所長 田中穂積

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県南佐久建設事務所庁舎の空調設備等保守点検業務

(2) 役務の特質

長野県南佐久建設事務所庁舎の空調設備等保守点検業務

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267（82）3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月23日（月）午後2時

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月10日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県南佐久建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県安曇野建設事務所長 仁科光晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県安曇野庁舎清掃及び空調設備等管理業務

(2) 役務の特質

長野県安曇野庁舎及びその構内の清掃作業並びに同庁舎の設備管理業務（空調設備の運転、電気設備の管理等）

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野庁舎及びその構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

- 参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により同項第8号に掲げる事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 安曇野市豊科4960-1
長野県安曇野建設事務所 総務課
電話 0263 (72) 8880
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年3月18日（水）午後4時
イ 場所 長野県安曇野庁舎 201号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月11日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会を受けたときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県安曇野建設事務所長 仁科光晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県安曇野庁舎警備等業務

(2) 役務の特質

長野県安曇野庁舎の機械警備並びに土曜日、日曜日及び休日における巡回警備

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者であること。

(5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を長野県公安委員会に行った者であること。

(6) 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月18日（水）午後2時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 201号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月11日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会を受けたときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県安曇野建設事務所長 仁科光晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県安曇野庁舎エレベーター保守業務

(2) 役務の特質

長野県安曇野庁舎のエレベーターの保守業務及び法定検査の実施

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(6) 過去に同規模のエレベーターで、同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263（72）8880

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月18日（水）午後3時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 201号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月11日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会を受けたときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月2日

長野県千曲建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県千曲庁舎清掃等業務

(2) 役務の特質

長野県千曲庁舎及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

千曲市大字屋代1881番地

長野県千曲庁舎及びその構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県千曲市大字屋代1881番地

長野県千曲建設事務所 総務課

電話 026（273）1720

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月19日（木）午後2時

イ 場所 長野県千曲庁舎 大会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月12日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

建設政策課